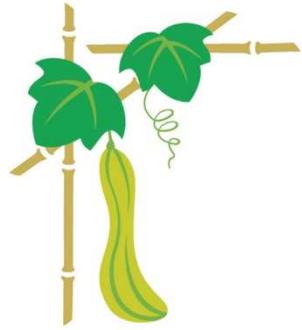


労務アシスト通信

連絡先：〒252-0206
相模原市中央区淵野辺 3-15-1-3F
電話：042-704-9860 FAX：042-704-9861
メール：main@roumu-assist.com
HP：https://roumu-assist.com/



女性の健康に配慮すると生産性が上がる！「健康経営」の新たな視点

◆「女性の健康問題」への関心が高まっている

「企業の健康対策」と言われたら、どのようなものを思い浮かべますか？

メタボ対策、生活習慣病対策、禁煙対策といったところでしょうか。

実は近時、健康経営を積極的に推進する企業においては、「女性特有の健康問題対策」に対する関心が高まっています。

◆女性特有の健康問題に対応することで実現できること

職場における女性の健康に関する現在の課題について、経済産業省は、「女性が比較的多い職種における課題」「月経における課題」「女性特有の疾病における課題」「妊娠・出産における課題」「更年期障害における課題」を挙げ、これらに対応することで、「アブゼンティーズムの改善」「プレゼンティーズムの改善」「長期的な人材活用」「エンゲージメント

の向上」を図ることができるとしています。

例えば、女性特有の月経随伴症状等による労働損失は4,911億円と試算されています。また、働く女性のうち17.1%が婦人科疾患になり、その経済的損失額は医療面・生産性面あわせて6.37兆円に上るとの試算もあります。健康経営を通じて女性の健康問題に対応し、女性が働きやすい社会環境の整備を進めることができれば、生産性向上や企業業績向上に結びつきます。

◆女性の健康に対するサポート

女性の健康については、テレワークやシフト改善、休暇制度などシステムの整備に加え、不調等について相談できる、産業医やカウンセラーによる相談窓口を設置することが有効です。また、特に男性の上司には心理的に相談しにくい、上司側も的確なアドバイスができないといった面もあるため、管理職側がどのような対応をすべきか相談できる窓口があるとよいでしょう。

さまざまな課題に対応す

るため、女性の健康関連サービスも提供されるようになってきています。これらを利用することも一考に値します。

「平成30年度個別労働紛争解決制度の施行状況」～ハラスメント相談が最多に

◆総合労働相談件数は11年連続で100万件超え

厚生労働省が「平成年度個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表しています。「個別労働紛争解決制度」には、「総合労働相談」、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の3つの方法がありますが、総合労働相談件数、助言・指導申出の件数、あっせん申請の件数いずれも前年度より増加しており、総合労働相談件数は11年連続で100万件を超えています(うち民事上の個別労働紛争相談件数は26万6,535件)。

◆「いじめ・嫌がらせ」が過去最高

相談内容としては、民事上の個別労働紛争の相談件数、

助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数のすべてにおいて、「いじめ・嫌がらせ」が過去最高となっており、それぞれ以下の通りになっています。

- ・民事上の個別労働紛争の相談件数 82,797件(前年度比14.9%増)
- ・助言・指導の申出 2,599件(同15.6%増)
- ・あっせんの申請 1,808件(同18.2%増)

なお、民事上の個別労働紛争相談件数においては、「いじめ・嫌がらせ」に次いで「自己都合退職」が41,258件となっており、近年増加傾向にあります。

◆ハラスメント規制の動き

ハラスメント相談は年々増加していることから、対策が急務とされてきました。本年5月には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正されて、職場のパワーハラスメントに関する規定が設けられ、企業への防止対策の義務付けが盛り込まれました。ハラスメント問題については、6月に国際労働機関(ILO)の総会で、職場でのハラスメントを全面的に禁止する条約が採択され注目され

ています。日本政府は批准には慎重な見方を示していますが、国内でも、本改正では盛り込まれていないハラスメント行為自体を禁止する規定の必要性などを訴える声もあるようです。

今後もハラスメント規制に関する動きを注視しつつ、企業としても対応を検討したいところです。

7月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限 [年金事務所または健保組合] <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付 <1月～6月分> [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 [公共職業安定所] <前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限 <年度更新> [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付 <延納第1期分> [郵便局または

銀行]

16日

- 所得税予定納税額の減額承認申請 <6月30日の現況>の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

31日

- 所得税予定納税額の納付 <第1期分> [郵便局または銀行]
 - 労働者死傷病報告の提出 [労働基準監督署] <休業4日未満、4月～6月分>
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
 - 固定資産税・都市計画税の納付 <第2期> [郵便局または銀行]
- ※都・市町村によっては異なる月の場合がある。